

## 第3節 土壌

有害物質により土壌が汚染される問題として、かつて富山県の神通川流域や群馬県の渡良瀬川流域で、鉱山や精錬所からの重金属が原因となる農用地の汚染がありました。また、1960年代から1970年代には、水銀やカドミウム、六価クロムなどの重金属やポリ塩化ビフェニル（PCB）などの化学物質による公害が発生し、大きな社会問題となりました。2003年（平成15年）に土壌汚染対策法が施行されましたが、近年でも工場・事業場の自主的な土壌調査や、土地売却時の土壌調査、地下水のモニタリングなどにより、土壌汚染が発見されるケースが多くみられます。特に、金属部品の洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物（VOC）や重金属等による土壌や地下水の汚染が問題視されています。

### 1 土壌汚染の概要

**土壌汚染とは** トリクロロエチレン（ドライクリーニングや、金属・機械の洗浄などに使用される物質）などの揮発性有機化合物、カドミウムや鉛などの重金属等、農薬等で土壌が汚染されることをいいます。

**土壌汚染の原因と影響** 土壌汚染は、揮発性有機化合物等有害物質の不適切な取り扱いによる漏出や、地下タンクや配管の損傷による有害物質の地下への浸透が原因とされています。

土壌が汚染されると、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系、地下水への影響が生じます。

人の健康への影響は、次のようなことで起こります。

- ・汚染された土壌に直接触れる
- ・汚染された土壌の砂ぼこりを吸い込む
- ・汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲む

**国の基準** 土壌汚染対策法では、クロロエチレンなど 26 物質が特定有害物質に指定され、基準が設けられている他、環境基本法では 29 物質に土壌の汚染に係る環境基準が設けられています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類に対する環境基準が設けられています。

### 2 土壌汚染の現状

**測定状況** 広島県がダイオキシン類について測定を行っていますが、令和 2 年度は東広島市内で調査はされませんでした。

**土壌汚染対策法に関する指定** 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域は 1 箇所、要措置区域は 2 箇所指定されています。詳細は次ページのとおりです。

**農用地に対する指定** 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はありません。

### 3 土壌汚染の防止対策

#### 発生源対策 影響防止対策

東広島市内における土壌汚染に関する業務は、広島県が、土壌汚染対策法や広島県生活環境の保全などに関する条例に基づいて行っており、有害物質を扱っていた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質の変更時等に土壌汚染のおそれがあると県知事が認めるときには土地の所有者などに、調査を義務づけています。

土壌汚染状況調査を実施した結果、基準に適合していなかった場合には、「要措置区域（健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域）」や「形質変更時要届出区域（健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域）」に指定して公表します。

汚染が判明した場合には、土地所有者などが土壌の浄化や汚染土壌の封じ込めなど、状況に応じた改善措置を適切に行わなければなりません。

#### 東広島市内の 指定状況

東広島市内では、土壌汚染対策法に基づく区域として、次の場所が指定されています（詳細は広島県のホームページに掲載されています）。

土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況（令和3年3月31日現在）

区分	所在地	面積
形質変更時要届出区域	西条町郷曾字下原363番6の一部、363番の17の一部	776㎡
要措置区域	八本松東四丁目2710番2の一部及び131番2の一部	4791.40㎡
	高屋町郷685番5の一部、685番6、685番8の一部、685番18、1219番1の一部、1219番2、1219番3の一部	32,696.97㎡

#### その他の 発生源対策

市では、水質汚濁防止法に基づき、有害物質を使用・保管している事業場へ立入検査を行い、施設の使用法や構造、有害物質の保管状況等の確認をしています。（有害物質が地下に浸透するおそれがないかの確認のため）

構造基準への不適合や定期点検の未実施等があれば、市が改善を求め、事業者は改善すべき点について対応しなくてはなりません。

#### 土地所有者等 へのお願い

県条例により、一定規模以上の土地の改変をしようとする場合は、あらかじめ改変する土地の履歴調査を実施し、県に報告するようにお願いします。

#### 事業者・農業 者へのお願い

有害物質を使用・保管する工場などでは、有害物質の保管状況や、タンクや配管などからの漏れがないかを定期的に確認するなどして未然に汚染を防ぐことが、水質汚濁防止法で義務付けられています。

農用地については、肥料や農薬を適正に使用するようお願いします。

土壌汚染は気付かないうちに発生して、広範囲に広まっていることがあります。土壌汚染が発生すると、土地の使用制限や、地下水汚染も引き起こすことがあり、その影響も長期間続くことがあるから、有害物質の使用や管理には日頃から気を付けないといけません。